

令和3年9月6日

第451回白石市議会定例会議案

目 次

第61号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	1
第62号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第16号） （令和3年度白石市一般会計補正予算）	・・・	2
第63号議案	令和2年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・	3
第64号議案	令和2年度白石市水道事業会計及び下水道事業会計の資本剰余金の処分及び決算の認定について	・・・	4
第65号議案	白石市個人情報保護条例及び白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	・・・	5
第66号議案	白石市学校給食条例	・・・	7
第67号議案	白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	10
第68号議案	白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	12
第69号議案	白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	16

第 6 1 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 齋 藤 のり子
生年月日

住 所 白石市
氏 名 石 川 豊 子
生年月日

住 所 白石市
氏 名 佐 藤 由 光
生年月日

令和3年9月6日

白石市長 山 田 裕 一

第 6 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 6 号）

（令和 3 年 8 月 2 5 日専決）

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 6 3 号議案

令和 2 年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 6 4 号議案

令和 2 年度白石市水道事業会計及び下水道事業会計の資本剰余金の処分及び決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 6 5 号議案

白石市個人情報保護条例及び白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市個人情報保護条例及び白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(白石市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 白石市個人情報保護条例（平成16年白石市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第31条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白石市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 6 号議案

白石市学校給食条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市学校給食条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び法第11条の規定に基づく学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 次に掲げる者をいう。

ア 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）

イ 児童又は生徒以外の者であつて、学校給食の提供を受ける教職員その他のもの

(学校給食の実施)

第3条 市は、白石市立学校の設置に関する条例（昭和39年白石市条例第14号）第2条に規定する学校（福岡小学校公立刈田総合病院分校及び福岡中学校公立刈田総合病院分校並びに休校中の学校を除く。以下「市立学校」という。）において学校給食を実施する。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは、市立学校以外の学校において学校給食を実施することができる。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費の範囲内において、市長が定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、規則で定めるところにより、学校給食費を納付しなければならない。

(債権管理)

第6条 市長は、白石市債権管理条例（平成29年白石市条例第1号）の定めるところにより、学校給食費を適正に管理しなければならない。

(学校給食費の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 6 7 号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに
類するもののうち、この規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄
本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること
ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において
同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書
面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他
人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって
、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うこ
とができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 8 号議案

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条）」

に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当

該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 9 号議案

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険条例（昭和34年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に、「出産と」を「出産であると」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る白石市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。